

良始

2011
VOL.37

10月3日発行

10

お知らせ版

お知らせ

今月の「移動市長室」

秘書広報課

毎月、市長が加治木総合支所・蒲生総合支所に出向いて執務を行います。

通常の執務の他に市民の皆さんと対話を行う時間も設けます。市長との面会をご希望のかたは、3日前までに各地域振興課総務係までお申込みください。

日時

加治木総合支所・10月18日

(火) 午後1時～3時

蒲生総合支所・10月19日

(水) 午後1時～3時

◎申込及び問合せ先

加治木地域振興課総務係

Tel 62-2111 (内線262)

蒲生地域振興課総務係

Tel 52-1211 (内線213)

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法について

児童福祉課

制度改正により、子ども手当の額が10月分から変更されます。

・支給月額 0歳～2歳 (一律)・・・15000円

3歳～小学校修了前(第1子・第2子)・・・10000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)・・・15000円
中学生(一律)・・・10000円

また、10月分以降の子ども手当を引き続き支給するためには、これまで子ども手当を受給していたかたも含め、支給要件に該当するすべてのかたは、受付期間内に、あらためて認定請求の手続きをする必要があります。

なお、出生や転入等を理由として9月中に新規、または支給額の額改定の申請をし、保険証の提出をされたかたは、認定請求の手続きの必要はありません。

・受付期間 10月17日(月)

～翌年3月31日(土)

※認定請求に必要な申請用紙等は、10月中旬に送付

予定です。

◎問合せ 児童福祉係 Tel 66

3111 (内線128)

平成12年～17年の間に相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していたかたへ

税務課

遺族のかたが年金として受

給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決を受けて、平成22年10月に、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いを変更しました。

これにより、過去5年以内の各年分について、所得税が納めすぎとなっているかたに、所得税の還付手続を行っていただき、その還付を行ってき

ましたが、このたび、平成12年分以後の各年分について、納めすぎとなっている所得税に相当する額を特別還付金として支給する制度が創設されました。

特別還付金の請求期間は、

平成24年6月29日までとなっておりますので、対象となるか

たはこの期間内に、税務署で請求手続をしてください。

◎問合せ 加治木税務署

Tel 62-2161 (自動音声

案内) 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

始良市戦没者追悼式

社会福祉課

今年度から、3地区の追悼式を統合し、開催します。

先の世界大戦では多くの尊い命が犠牲になりました。

戦争犠牲者の御霊を追悼し、戦争の悲惨さを語り継ぎ、恒久平和を祈念するためにも遺族のかたがただでなく、一般の市民の皆さんも多数参加され、献花していただきますようお願いいたします。

・日時 10月14日(金) 開

式 午前10時

・場所 始良公民館大ホール

◎問合せ 福祉政策係

Tel 66-3111 (内線121)

加治木福祉課社会福祉係

Tel 62-2111 (内線137)

蒲生福祉課社会福祉係

Tel 52-1211 (内線272)

錦江湾クリーンアップ作戦

企画政策課

・日時 10月22日(土) 午前

8時30分～9時30分

・場所 ①脇元海岸周辺(な

ぎさ公園) ②須崎海岸

※当日は各会場にごみ袋が

用意してあります。

※帽子、タオル、手袋、飲

み物をご持参ください。

※小雨決行、荒天時は中止

します(防災無線等でお知らせします)。